

第15回 保団連九州ブロック協議会と九州厚生局との懇談会 質疑応答

2024年2月1日(木)に行われた九州厚生局(以下「厚生局」)と保団連九州ブロック協議会(以下「九州ブロック」)との懇談会で、九州ブロックの質問・要望に対する厚生局の回答である。今回の記事は、既に3月号2面で掲載した概要版の詳細となる。なお、この懇談内容の記事は、厚生局の確認を得ている。

*文中表示 【九州ブロック協議会】→【協】 【厚生局】→【厚】

事前質問

1 YouTube等の動画サイトを用いた保険診療等の要点解説動画について

【協】東北厚生局が公式YouTubeで医科歯科別に保険診療や個別指導等の要点を動画で解説しています。ポイントが非常に分かりやすくまとまっています。九州厚生局では同様の動画を製作される予定はありませんか。

新規開業のみならず、ベテランやその他の医療スタッフにとって、保険診療や個別指導等に対する理解をより一層深めるきっかけにもなり、適正な保険診療の推進にも資するのではないのでしょうか。

【厚】現在のところ、九州厚生局独自で動画を製作する予定はありませんが、指導用の資料等に関しては厚生労働省のホームページに掲載しており、どなたでも閲覧可能ですので、そちらをご覧くださいと考えています。

2 サイバーセキュリティ対策への指導について

【協】個別指導の事前提出書類の中の「医療情報システムの概況等」という様式に「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策状況のチェック」という欄が新たに設けられました。

個別指導の現場では、対策を講じていない医療機関に対してはどのような指導をされているのか具体的にお聞かせください。また、既に対策を講じている医療機関に対しても、対策が不十分な場合等にどのような指導がされているか具体例をお聞かせください。

【厚】診療所は専門職員の配置が少なく、対応が困難なことは承知しています。例えば、電子カルテを導入している医療機関でサイバーセキュリティ対策が講じられていない場合や対策への理解が不十分な場合は個別指導において指導します。主に、自己防衛を意識的に行っているかという観点からチェックしています。

【協】各医療機関も、苦手なところを1つ1つ整備していきますので、懇切丁寧な対応をしていただければと思います。

【厚】細かい点を指摘・追求することが目的ではありません。ベンダー等と協力し体制を構築しているのか等が重要であると考えています。

3 健康保険証の廃止について

【協】2023年8月4日、政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化する方針の一部見直しを表明しましたが、それだけではマイナ保険証による医療現場での深刻なトラブルは解決しません。「いつでも」「どこでも」「だれでも」必要があれば医療にかかることができる「国民皆保険」を守るため、現行の保険証の存続を強く求めます。

保険証の廃止の方針が国民と医療現場を混乱させている現状をどうお考えでしょうか。また、現場でのトラブルを貴局で調査される予定がありますか。

【厚】昨年の12月22日に現行の健康保険証を廃止することを閣議決定したところです。また、現行の健康保険証は廃止後も最長1年間使えるほか、マイナンバーカードを取得していない人や保険証として登録していない方については、保険証の代わりとなる資格確認書が発行されます。当局において独自に現場のトラブルに関して何らかの調査等を行う予定はありません。

4 開設者や管理者が病気等で指導に出席できない場合の取扱いについて

【協】開設者および管理者が病気等で指導に出席できない場合はどのように取り扱われていますか。出席できない場合、医療機関はどのような手続きをすればよいのでしょうか。集団指導、集団的個別指導、個別指導、共同指導、それぞれで取扱いが異なるのであれば、指導ごとにご教示ください。

【厚】集団指導、集団的個別指導、個別指導、共同指導はそれぞれ考え方が異なります。

集団指導は現在、基本的にeラーニングにより実施していますので、対象者に関しては、指導内容を1カ月以内に視聴いただく形です。視聴期間終了後に、視聴記録がない場合は、直接連絡して確認したり、次回の集団指導のeラーニングの際にあらためて案内するなど指導の機会確保に努めています。

集団的個別指導、個別指導、共同指導は、病気等で出席できない場合など、正当な理由に該当する場合には、指導を受ける側の方から出席できない理由書と、その事実が証明できるようなもの、例えば病気であれば診断書の提出を求めています。

指導日程延期の可否は、病気・海外渡航・親族の冠婚葬祭などの指導大綱に示

されている例を基準に判断しています。手術や自治体検診等、様々なケースが想定されますが、原則、県事務所で独自に判断することはありません。

会場や学識経験者の立会の確保の観点からも、医療機関に予定どおりご対応いただけるようご協力を求めています。

【協】健診事業は正当な理由に含まれるのでしょうか。昨年、近畿厚生局と保団連近畿ブロックが懇談した際に、「健診事業も含まれる」と確認されました。以前、貴局と九州ブロックが懇談した際にも、「個別指導当日に公的な検診などが予定されている場合は、個別指導の日程変更が認められる場合がある」との回答がありました。

また、30日の処方制限がある向精神薬を患者の状態により4週間隔で処方する医療機関では、指導通知が1カ月前では次の受診及び投薬の調整が難しいのが現状です。指導日の予約患者の日程変更は、精神科特有の問題もあって、予約を取り直せない場合もあります。

他にも抗精神病薬の持続性注射剤(LAI)を注射している患者は必ず4週間隔での注射が必要です。この注射の前倒しは血中濃度が崩れる理由もあって施術の2日前までしかできません。後ろにずらす場合は、薬の効果が切れてしまうため、内服薬を処方しなくてはなりません。LAI投与の患者は内服が難しくできない人もいます。個別指導によって、予定していた治療ができずに増悪させてしまうのは本意です。

上記のような医学的理由がある場合、指導日程の変更は可能でしょうか。

【厚】指導日程延期の可否は、指導大綱に示されている例を基準に判断しています。可能な限り日程調整を行っていただき、場合によっては代診がお願いできないかなど確認を行っています。個別の事情について、県事務所で判断することはありません。近畿厚生局の回答の趣旨が分かりませんので、この場での回答は控えさせていただきます。以前懇談した際に回答した、検診の際の日程変更については持ち帰って確認します。

<編注：検診の日程変更について>

行政側から依頼された公的な検診については、担当医の交代が可能か否かを各県事務所から照会します。変更が困難であることが確認できれば正当な理由として認める取り扱いとします。

5 他院製作の補綴物を装着する際のクラウン・ブリッジ維持管理料の算定について

【協】義歯を製作した医療機関が、印象後に廃院したため製作されていた義歯を自院で装着した事例がありました。事前に県事務所とも連絡をとった上で対応し、①前医からの情報提供書があること、②前医は未装着請求をすること、③後医は補綴物本体の請求はせずに装着料のみを算定すること、④その旨を後医は摘要欄に記載すること、となっていて全体として合理的な仕組みであると思われま

す。県事務所の説明によると、同様のケースがあれば今後も算定を認めるとのことです、この算定方法がルール化されたのはよいことでした。

今回の事例は義歯でしたが、会員が「クラウン、ブリッジ等の場合は」と質問したところ、「インレーは認められませんが、クラウン、ブリッジは認めます」という回答でした。ただし、クラウン・ブリッジ維持管理料の算定については回答が曖昧であったとのことでした。

設計から製作までの過程に携わっていないのに、装着を任せただけで2年間の維持管理の責任を負われるのは責任が過大だと思われますので、「装着は可能だが、クラウン・ブリッジ維持管理料の算定はしない」という取扱いをルール化してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

【厚】廃止等を行う前医と診療継続を受けた後医との間で合意の上で歯科医学的に適切な診療継続が可能な場合には、前医は未装着請求し、後医に情報提供することになります。後医は装着料及びクラウン・ブリッジ維持管理料を算定することは差し支えない取り扱いとしています。点数表ではクラウン・ブリッジ維持管理料を算定する患者、しない患者の選択はできない規定となっています。

【協】他院作成の補綴物の装着は、あくまでも社保における取り扱いであるため、社保・国保で差異のない取り扱いとすることを検討してください。

【厚】本件は点数表等に記載されないレアなケースであり、レセプトの摘要欄に前医から装着の依頼を受けたことがわかるように記載するなどの対応をお願いします。なお、社保・国保の差異は、本省及び審査支払機関において、審査格差の解消を進めていると承知しています。

要望事項

1 新規個別指導における結果通知の早期発出について

【協】令和4年度の医科新規個別指導における結果通知の発出について、熊本県では、新規個別指導実施日から結果通知発出日までの期間が2カ月を超えるケースが、全体の約半数に上っています。

新規個別指導は、新規指定より概ね6カ月を経過した保険医療機関に対して、教育的効果を目的として、通常の個別指導とは別枠で実施されているものです。やむを得ないケースもあるとは思いますが、それ以外の場合は可能な限り早期に発出していただきますよう、お願いいたします。

【厚】指導結果通知については、当局もできるだけ1カ月以内、遅くとも2カ月以内に通知するよう各県事務所に指導しています。今後とも早期発出に向け事務所等を指導していきたいと考えております。

【協】指導結果通知が遅延すれば保険医の不安も増し萎縮診療になりかねないため、